

消防・警察・防犯



■町消防団

合併前の消防団の体制を維持する「連合消防団長制」を導入し、合併後5年以内に組織の合理化、分団の統廃合などの見直しを行います。分団と管轄区域は下記のとおりです。

南部町消防団					
名川消防団		南部消防団		福地消防団	
分団	管轄区域	分団	管轄区域	分団	管轄区域
第1分団	上名久井、高瀬、法光寺地区	第1分団	三戸駅前地区	第1分団	苫米地地区
第2分団	平、野場地区	第2分団	大向地区	第2分団	福田地区
第3分団	五日市、助川地区	第3分団	古町、馬場、村中、沖ノ口地区	第3分団	片岸地区
第4分団	下名久井地区	第4分団	門前地区	第4分団	法師岡地区
第5分団	鳥舌内地区	第5分団	沖田面地区	第5分団	高橋地区
第6分団	鳥谷地区	第6分団	赤石地区	第6分団	杉沢地区
第7分団	上中町地区	第7分団	相内地区	第7分団	小泉地区
第8分団	荒町、大坊地区	第8分団	玉掛地区	第8分団	菟渡地区
第9分団	虎渡地区	第9分団	諏訪ノ平地区	第9分団	麦沢地区
第10分団	斗賀地区	第10分団	正寿寺地区	第10分団	椴木地区
第11分団	森越地区	第11分団	二又地区		

●消防団に入団する場合

消防団は、地域防災のリーダーとして災害発生時において、町民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、一年を通じてさまざまな活動をしています。

消防団へは次の条件を満たす方であればどなたも入団できます。

- ①南部町内に住んでいる方または勤務している方
- ②18歳以上の方
- ③心身ともに健康な方

※現在、消防団では入団者を募集しています。入団を希望される方は、地元消防団または総務課までお問い合わせください

●消防団員の身分

消防団員は、消防組織法及び南部町の条例により、非常勤公務員としての扱いを受けます。このため、災害防止活動は公務として扱われます。また、消防団員は水防団員としても任命を受けているため、水害の際にも町民のために活動しています。

このほかに、消防団員のための事業及び制度もあります。

- ①福祉共済制度
- ②互助年金制度
- ③研修制度
- ④退職報奨金制度（在籍年数によります）

●その他の活動

消防団員は一年を通じて、巡回パトロールや各種訓練、防火防災思想の啓発活動、消火栓・防火水槽等の水利の点検、防災資機材の点検、災害防止活動及び復旧活動、消火活動などの活動をしています。

■防犯灯の設置・管理

●防犯灯の新規設置

防犯灯は、各地区の行政員からの要望を受け付けます。設置を希望される場合は、町内会長または行政員を通じて町へ設置の申請をしてください。

申請される際は、事前に設置場所周辺の住民・土地所有者等に設置の承諾を得てください。

申請をもとに現地調査し、必要性の有無、または優先順位を協議します。(年間の設置本数が決まっていますので、すべての要望に答えることができない場合があります)

●防犯灯の電気料

平成18年1月1日より、新たに設置された防犯灯の電気料は、50%を地元負担とします。(合併前に設置された防犯灯の維持管理費は、町が負担します)

●防犯灯の修理

防犯灯が点灯していない、球が切れかけているというような場合は、設置されている場所、電柱番号(例 0 1ア234)などをご連絡ください。

■災害行政無線

防災行政無線は、町内78箇所に設置しています。これは、災害時に町民のみなさんに的確な情報をいち早くお伝えするものです。

無線の作動状況を確認するため、毎日チャイムを流したりお知らせなどを放送しています。

定期的な放送時間		
≪名川地区≫	午前6時	チャイム(10月～3月は午前7時)
	午前10時～午前11時30分	お知らせ等の一般放送
	正午	チャイム
	午後5時30分	お知らせ等の一般放送
	午後6時	チャイム(10月～3月は午後5時)
≪南部地区≫	午前6時50分	お知らせ等の一般放送
	正午	チャイム
	午後5時30分	お知らせ等の一般放送
	午後6時	チャイム(10月～3月は午後5時)
≪福地地区≫	午前6時	チャイム(10月～3月は午前7時)
	午前10時～午前11時30分	お知らせ等の一般放送
	正午	チャイム
	午後5時30分	お知らせ等の一般放送
	午後6時	チャイム(10月～3月は午後5時)

お問い合わせ	担 当 課		電 話 番 号
	南部町役場 本庁舎	総務課	☎0178-84-2111
	南部町役場 名川分庁舎	名川総合サービス課	☎0178-76-2111
	南部町役場 南部分庁舎	南部総合サービス課	☎0179-34-2111

■警察署

現在、南部町及び名川町を三戸警察署、福地村を八戸警察署が管轄していますが、警察署再編方針に基づき平成18年4月1日から新町全域を三戸警察署が管轄することになります。

なお、警察署再編の概要につきましては、今後、広報等でお知らせします。

●町内を管轄する警察署・駐在所

三戸警察署
三戸町

〒039-0134
三戸町大字同心町字金堀59-2
電話：0179-22-1135



三戸警察署名川駐在所
名川地区

〒039-0503
南部町大字平字広場28-5
電話：0178-76-2013



三戸警察署剣吉駐在所
名川地区

〒039-0612
南部町大字斗賀字久保田2-4
電話：0178-75-0029



三戸警察署南部町駐在所
南部地区

〒039-0105
南部町大字沖田面字前下13-6
電話：0179-34-3141



八戸警察署
八戸市

〒031-0072
八戸市城下1丁目16-25
電話：0178-43-4141



八戸警察署福地駐在所
福地地区

〒039-0815
南部町大字福田字館先17-1
電話：0178-84-2354



※八戸警察署福地駐在所は、平成18年4月1日から三戸警察署の管轄となる予定です。

■消防署

●町内を管轄する消防署

三戸消防署
三戸町

〒039-0141
三戸町大字川守田字関根25-5
電話：0179-22-1140



三戸消防署名川分署
名川地区

〒039-0502
南部町大字下名久井字下夕町5-18
電話：0178-76-2416



八戸消防署福地分遣所
福地地区

〒039-0815
南部町大字福田字館先15-1
電話：0178-84-2103



お問い合わせ

担当課
南部町役場 本庁舎

総務課

電話番号

☎0178-84-2111